

今こそ
知りたい

消費税の 仕入税額控除と

インボイスQ&A

制度の基本的な仕組みから、複数税率への対応、
インボイス制度の導入までを分かりやすく解説



はじめに

消費税は、納税義務者である事業者が、販売する商品やサービスの価格に税額分を含める（＝転嫁する）ことにより、最終的に商品やサービスを消費する消費者が負担することが予定されている税金です。ただし、事業者間の取引においても転嫁が行われるため、二重三重の転嫁による課税の累積が生じてしまいます。この累積を解消するために、事業者は「売上げに係る消費税額」から「仕入れに係る消費税額」を控除します。これを「仕入税額控除」と呼びます。このように、仕入税額控除は消費税の計算上、制度の骨格ともいえるべき非常に重要な役割を果たしています。

一方で、仕入税額控除を適用するための要件として、帳簿と請求書等の保存が必要とされ、これらの保存がないときは仕入税額控除は認められず、税務調査において保存の不備や提示の拒否により否認される事例もあります。

この仕入税額控除の計算方法と適用要件が、令和元年10月からの軽減税率の導入による消費税の複数税率化に伴い、大きく変わろうとしています。複数税率のもとでは税額計算は税率ごとに行う必要があり、日々の経理処理において税率ごとの区分が必要となりました。また、適用要件は、令和元年10月から導入されている区分記載請求書等保存方式を経て、令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式（いわゆる**インボイス制度**）に移行します。

特に、インボイス制度については、課税実務に大きな影響を及ぼすと考えられます。一例として、インボイス発行事業者の登録制度が設けられ、令和3年10月から登録が開始されます。

このような状況のもと、仕入税額控除の基本的な仕組みを知っておくことが、今まで以上に必要となります。本冊子では、仕入税額控除の基本からインボイス制度の導入に至るまで、できるだけ分かりやすく解説を行っています。皆さまの課税実務の一助となれば幸いです。

目次

I 制度の基本的な仕組み

- Q1** 消費税の仕入税額控除の仕組みについて教えてください 3
- Q2** 仕入税額控除の時期について教えてください 6
- Q3** 原則課税の計算方法について教えてください 8
- Q4** 簡易課税制度について教えてください 12

II 複数税率への対応

- Q5** 軽減税率制度について教えてください 16
- Q6** 複数税率に対応した仕入税額控除の要件について教えてください 17
- Q7** 区分記載請求書等の注意点について具体的に教えてください 19
- Q8** 複数税率に対応した経理処理について教えてください 22
- Q9** 中小事業者が適用できる税額計算の特例とはどのような制度でしょうか 24

III 居住用賃貸建物に係る改正

- Q10** 居住用の賃貸建物を取得等した場合の仕入税額控除の改正について教えてください 26
- Q11** 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入控除税額の調整について教えてください 29

IV インボイス制度

- Q12** インボイス制度の導入により仕入税額控除はどう変わるのでしょようか 32
- Q13** 適格請求書発行事業者の登録はどのようにすればよいのでしょうか 36

Q1

消費税の仕入税額控除の仕組みについて教えてください。

A

消費税は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して納付税額を計算します。この「仕入税額控除」の仕組みは、次のとおりです。

1 仕入税額控除の概要

消費税の納税義務者である事業者（個人事業者と法人）は、確定申告により納付する消費税額を計算する際に、課税期間における課税売上げに係る消費税額（以下「売上税額」といいます。）から、課税仕入れ等[※]に係る消費税額を控除します。この控除のことを一般に、「仕入税額控除」と呼びます。仕入税額控除は、消費税の最も重要な要素の1つです。仕入税額控除によって、生産・流通の各段階での事業者間の取引における税負担の累積が防止され、わが国の消費税は附加価値税としての性質を持つことになります。

※ 課税仕入れ、特定課税仕入れ、課税貨物の保税地域からの引取りの3つをあわせて、課税仕入れ等と呼びます。

仕入税額控除の方法には、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する実額控除の「原則課税（一般課税）」と、売上税額に一定のみなし仕入率を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして計算する概算控除の「簡易課税」の2種類があります。

原則課税

課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

消費税の
納付税額

=

課税売上げに
係る消費税額

-

課税仕入れ等に係る
消費税額（実額）

簡易課税

課税売上げに係る消費税額に、事業に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

消費税の
納付税額

=

課税売上げに
係る消費税額

-

課税売上げに
係る消費税額 ×
みなし
仕入率

（国税庁「消費税のあらまし 令和2年6月」の図を加工）

2 原則課税の概要

(1) 課税仕入れ等

① 課税仕入れとは

仕入税額控除の対象となる課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者^{※1}から資産を譲り受け、若しくは借り受け又は役務の提供を受けること^{※2}をいいます。

- ※1 他の者（＝取引の相手方）が課税事業者であるかは問いません（免税事業者、消費者も含まれます）。
- ※2 取引の相手方がその取引を**事業として行った場合**に、非課税取引や免税取引ではなく、**課税取引**となるものが該当します。例えば、**消費者から中古車**を買い取る取引は**売手（消費者）**にとっては課税対象外（不課税取引）ですが、もし売手が課税事業者であり、事業として中古車を売却した場合には、その取引は課税取引となることから、**買手**にとっては課税仕入れに該当することとなります。

課税仕入れに該当するもの	課税仕入れに該当しないもの
<ul style="list-style-type: none"> ●商品の仕入れや、機械等の事業用資産の購入・賃借、事務用品の購入、賃加工や運送等のサービス提供を受けること ●免税事業者や消費者からの商品や中古品等の仕入れ・購入 	<ul style="list-style-type: none"> ●土地の購入や賃借、株式や債権の購入、利子や保険料の支払などの非課税取引 ●給与の支払、税金の納付など

② 課税貨物とは

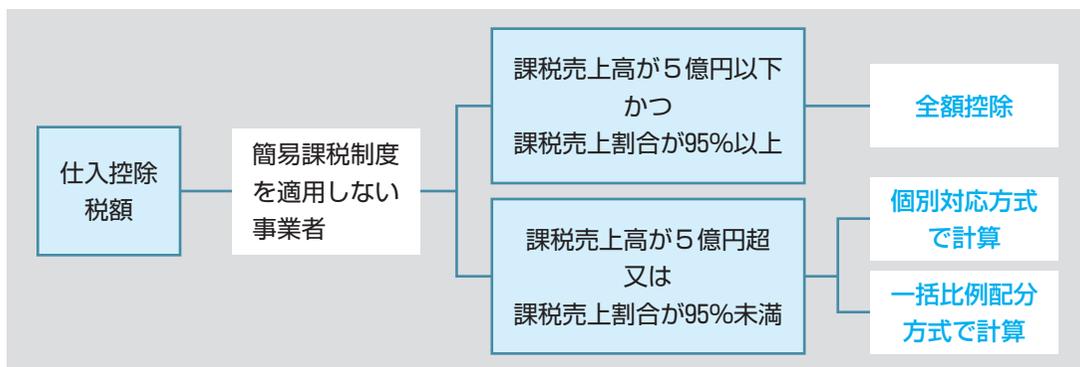
保税地域※から引き取られる外国貨物は、輸入取引として、消費税の課税対象とされています。納税義務者である事業者にとって輸入取引は仕入取引ですので、**保税地域から引き取られる外国貨物のうち、非課税とされるもの以外のものを課税貨物**と呼び、課税貨物の引取りは**仕入税額控除の対象**となります。

※ 輸入手続を行い、また、外国貨物を蔵置・加工・製造・展示等を行うことができる特定の場所のことです。

(2) 2種類の計算方法 ～全額控除か、按分計算か～

売上税額から控除する**課税仕入れ等に係る消費税額**（以下「仕入控除税額」といいます。）の計算方法は、大きく分けて「**全額控除**」と「**按分計算**」の2種類があります。どちらの計算方法を用いるかは、その課税期間中の「課税売上高」と「課税売上割合」によって決まります。

下図のとおり、その課税期間における**課税売上高が5億円以下**であり、**かつ、課税売上割合が95%以上**の場合は「**全額控除**」の方法により、その課税期間における**課税売上高が5億円超**又は**課税売上割合が95%未満**の場合は「**按分計算**」の方法により仕入控除税額を計算します。さらに、按分計算の方法として、「**個別対応方式**」と「**一括比例配分方式**」の2種類があります。



（国税庁「消費税のあらまし 令和2年6月」の図を加工）

(3) 課税売上高、課税売上割合とは

① 課税売上高

国内における課税資産の譲渡等の対価の額（消費税額・地方消費税額を含まない税抜金額）の合計額をいいます。これには、輸出等による免税売上高が含まれます。また、売上げについて返品を受けたり、値引き・割戻し等を行った場合には、それらの金額を控除します（貸倒れになった金額は控除しません）。

② 課税売上割合

課税売上割合は、次の算式により計算します。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税期間の課税売上高（税抜）}}{\text{課税期間の総売上高（税抜）}}$$

分母の総売上高とは、国内における資産の譲渡等の対価の額（消費税額・地方消費税額を含まない税抜金額）の合計額をいいます。具体的には、課税売上高と輸出等による免税売上高、非課税売上高^{※1}の合計額となります^{※2}。また、売上げについて返品を受けたり、値引き・割戻し等を行った場合には、それらの金額を控除します（貸倒れになった金額は控除しません）。

課税売上高

課税売上げ

免税売上げ

総売上高

課税売上げ

免税売上げ

非課税売上げ

※1 総売上高（分母）に加える非課税売上高の計算上、特定の有価証券等及び貸付金、預金、その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したもの（例：売掛金）を除きます。）の譲渡の対価の額は、その譲渡の対価の額に5%を掛けた金額とします。

※2 見舞金、祝金、寄附金、保険金、配当金又は補助金等の不課税取引、支払手段、資産の譲渡等の対価として取得した金銭債権等の売上高は分母、分子のいずれにも含めません。

Q2

仕入税額控除の時期について教えてください。

A

「いつ仕入税額控除するのか」については、所得税・法人税の必要経費・損金の算入時期と共通点が多いですが、以下のとおり、異なる部分もあります。

1 概要

仕入税額控除は、課税仕入れを行った日の属する課税期間において行います。ここでいう「課税仕入れを行った日」とは、**資産の購入や賃借をした日又は役務の提供が完了した日**のことです。したがって、課税期間終了時に代金が未払いであっても課税仕入れを行った日が当該課税期間中であれば仕入控除税額の計算に含めます。

これは原則として、所得税法・法人税法の所得計算上の資産の取得日、費用の計上時期と同じです。

2 例外的な取扱い

(1) 減価償却資産

長期間にわたり使用される減価償却資産の課税仕入れを行った場合でも、**課税仕入れを行った日の属する課税期間において、その消費税額の全額を仕入控除税額の計算に含めます。**これは、割賦・延払の方法により購入した場合も同様です。

(2) 未成工事支出金

建設業者が行う建設工事等に係る仕入れや外注費などについて、工事完成基準を採用している場合は、未成工事支出金として経理し、目的物の完成・引渡し時に、完成工事高（売上げ）に対応する原価として必要経費・損金の額に算入します。

しかし、消費税の仕入税額控除については、未成工事支出金に含まれる課税仕入れについて、**それぞれの取引ごとに資産の引渡しを受けた日や役務の提供が完了した日の属する仕入控除税額の計算に含めます。**

ただし、継続適用を要件として、未成工事支出金として経理した課税仕入れを、**目的物の引渡しをした課税期間の仕入控除税額の計算に含めることも認められます。**

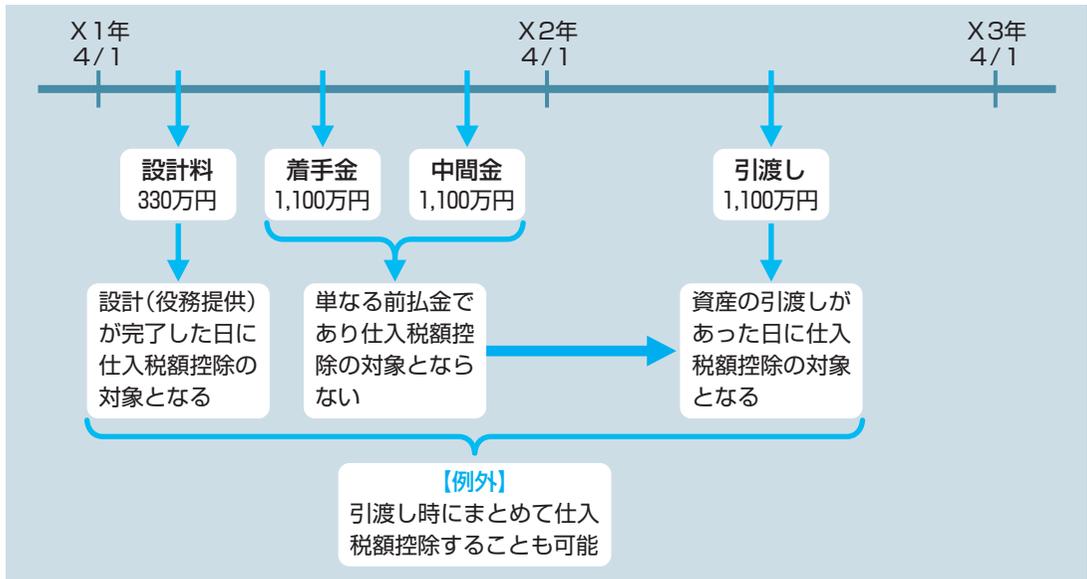
(3) 建設仮勘定

事業者が発注した建設工事が長期にわたり、年や事業年度をまたぐ場合、工事代金の前払金や経費の額を建設仮勘定として経理し、引渡しを受けた時に固定資産勘定に振り替える処理を行います。

しかし、消費税の仕入税額控除については、建設仮勘定として経理した課税仕入れであっても、原則として**資産の引渡しを受けた日や役務の提供が完了した日の属する課税期間の仕入控除税額の計算に含めます。**

ただし、建設仮勘定として経理した課税仕入れについて、工事の**目的物の引渡しを受けた**

課税期間の仕入控除税額の計算に含めることも認められます。



(4) 短期前払費用

前払費用の額でその支払った日から1年以内に役務の提供を受けるもの（短期前払費用）については、所得税・法人税の所得計算上、その支払金額全額を継続して支払った日の属する年や事業年度の必要経費・損金の額に算入することが認められています。

所得税・法人税においてこの処理をしている場合は、消費税の仕入税額控除についても支払った日の属する課税期間の仕入控除税額の計算に含めます。

区分	原則	特例
減価償却資産	課税仕入れを行った日	
繰延資産	課税仕入れを行った日	
割賦購入資産・リース資産	引渡しを受けた日	所有権移転外ファイナンス・リースについて賃貸借として経理している場合にはリース料の支払日（できる）
未成工事支出金	課税仕入れを行った日	目的物を引き渡した日（継続適用が要件）
建設仮勘定	課税仕入れを行った日	目的物の完成した日
郵便切手類・物品切手等	役務又は物品の引換給付を受けた日	郵便切手類等の対価を支払った日（継続適用が要件）
短期前払費用	課税仕入れを行った日	支出した日

Q3

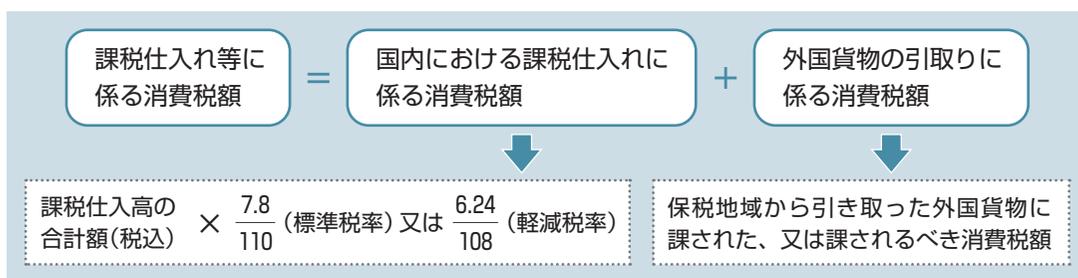
原則課税の計算方法について教えてください。

A

原則課税は、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を控除する実額控除の方法ですが、課税仕入れ等に係る消費税額の一部は控除できない場合があります。

1 全額控除

課税期間中の課税売上高が5億円以下であり、かつ、課税売上割合が95%以上の場合は、課税期間中の売上税額から、「課税仕入れ等に係る消費税額」の全額を控除します。



(国税庁「消費税のあらまし 令和2年6月」の図を加工)

2 個別対応方式

(1) 概要

課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合は、課税期間中の売上税額から、「課税仕入れ等に係る消費税額」のうち、課税売上げに対応する部分のみを控除します。具体的には、「個別対応方式」又は「一括比例配分方式」の方法で計算した仕入控除税額を控除します。ここでは「個別対応方式」の計算方法について説明します。

(2) 課税仕入れ等の区分

課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額のすべてを、次のように区分します。

課税仕入れ等に係る消費税額	イ 課税売上げにのみ対応するもの	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	ハ イとロの両方に共通するもの	↑ 課税売上割合 であん分 ↓
	ロ 非課税売上げにのみ対応するもの	控除できない消費税額

(国税庁「消費税のあらまし 令和2年6月」の図を加工)

イ 課税売上げにのみ対応するもの (課税資産の譲渡等にも要するもの)

課税売上げを行うためだけに必要な課税仕入れ等のことを指します。課税資産の譲渡等に

のみ「要した」ものではないため、課税仕入れ等を行った課税期間において現実に課税売上げが生じたかどうかは問いません。また、輸出等による免税売上高にのみ要するものや、国外での売上げにのみ要するものもイに区分します。

ロ 非課税売上げにのみ対応するもの（その他の資産の譲渡等のみ要するもの）

非課税売上げを行うためだけに必要な課税仕入れ等のことを指します。イと同様、非課税資産の譲渡等のみ「要した」ものではないため、課税仕入れ等を行った課税期間において現実に非課税売上げが生じたかどうかは問いません。

ハ イとロの両方に共通するもの（課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの）

イとロのどちらにも区分されない課税仕入れ等すべてが該当します。

課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等以外に、例えば、「株券の発行に当たって印刷業者へ支払う印刷費、証券会社へ支払う引受手数料等」のように不課税取引（株券の発行）に要する課税仕入れ等も、ハに区分します。

売 上 げ の 区 分			対応する課税仕入れ等の区分	
国内取引	資産の譲渡等以外		不課税取引	ハ 共通して要するもの
	資産の譲渡等	非課税資産の譲渡等	非課税売上げ	ロ その他の資産の譲渡等のみ要するもの
		課税資産の譲渡等	免税売上げ 課税売上げ	イ 課税資産の譲渡等のみ要するもの
国外取引	資産の譲渡等	課税資産の譲渡等	不課税取引	イ 課税資産の譲渡等のみ要するもの
	資産の譲渡等以外		不課税取引	ハ 共通して要するもの

(3) 仕入控除税額の計算

次の算式により計算した仕入控除税額を、売上税額から控除します。

$$\text{仕入控除税額} = \text{イの消費税額} + (\text{ハの消費税額} \times \text{課税売上割合})$$

(国税庁「消費税のあらまし 令和2年6月」の図を加工)

(注) 納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、「課税売上割合」に代えて「課税売上割合に準ずる割合」により、仕入控除税額を計算することができます。